

令和4年3月10日

保護者 各位

東京都立大泉特別支援学校

令和4年度からの給食受給・欠食規約の改定について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では、令和4年4月1日から給食受給・欠食規約を以下のとおり改定します。主な改定内容は、以下のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

1 給食受給・欠食規約の主な改定内容（令和4年4月1日から実施）

＜ 欠食の手続きについて（児童・生徒の場合） ＞

副籍交流・職場実習・病気・けが・通院・ショートステイ等により、1日以上欠食をする場合で、前々週の木曜日までに経営企画室に「欠食届（給食様式4）」の御提出があった場合、給食費の返金の対象となります。

2 「欠食届（給食様式4）」の様式の掲載場所について

本校ホームページの以下の欄に、「欠食届」の様式を掲載しますので御活用ください。

「本校ホームページ」 ⇒ 「経営企画室から」 ⇒ 「給食受給・欠食手続」

3 欠食の手続きについての留意事項

（1）「欠食届」の遡及処理は、一切行いませんので御注意ください。

（2）給食費の返金時期は、年度末となります。また、返金方法については、学校徴収金の振替指定口座（ゆうちょ銀行の指定口座）への振込の方法となります。

※ 御不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）東京都立大泉特別支援学校 経営企画室

電話 03-3921-1381

ファクシミリ 03-3921-1316

(参考)

東京都立大泉特別支援学校 給食受給・欠食規約【抜粋版】

都立大泉特別支援学校における給食の受給・欠食を以下のとおり定める。

1 受給

(1) 本校で提供する給食の受給対象者は、以下のとおりとする。

- ア 児童・生徒
(中略)

3 欠食(全般)

- (1) 欠食の申出があり、所定の手続を経た場合を欠食とする。
- (2) 欠食の手続きは、本規約で定める提出期日までに、所定の「欠食届」を経営企画室に提出する。
- (3) 欠食として受理されたもののみ、返金対象とする。
- (4) 欠食に伴う返金は、都立大泉特別支援学校給食会計規約により処理する。
- (5) 欠食届の遡及処理は、一切行わない。

4 欠食の手続き(児童・生徒)

(中略)

- (2) 学校行事(宿泊行事・日帰り校外行事・高等部入学相談・調理実習)等による欠食、及び特定の学部・学年のみの短縮による欠食の場合は、「行事用欠食届(給食様式3)」を前月の20日までに経営企画室に提出する。
- (3) 転学(転出)・退学については、その事由が判明した時点で「欠食届(給食様式4)」を経営企画室に提出する。
- (4) 副籍交流・職場実習・病気・けが・通院・ショートステイ等により、1日以上欠食をする場合は、前々週の木曜日までに「欠食届(給食様式4)」を経営企画室に提出する。

(中略)

7 給食費の返金の対象とならない場合

以下の理由により、児童・生徒及び教職員等が欠食した場合は、給食費の返金を行なわない。

- (1) 学校教育法施行規則第63条(非常変災等による臨時休業)
- (2) 学校保健安全法第20条(感染症の予防による臨時休業)
- (3) 交通機関のストライキ

上記の場合について、給食費の返金を行なわない理由は以下のとおりである。

- ① 購入済みの食材料を返品することができないこと
- ② 生鮮食品は後日使用できず廃棄扱いとなること

ただし、発注を完全に取消すことができた場合は、返金対象とする。

なお、保存できる食材料については、他の給食実施日に使用する。

(以下略)